

# 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、地方自治体への支援活動、総務省で発行している広報誌「総務省」への記事掲載や法テラスコールセンターへの説明会についてご紹介します。

## 1 「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」を開催

公害紛争処理及び公害苦情相談を担当する職員間の情報共有や連携を支援する会議を全国6ブロックで実施しています。

今年度は10月に九州・沖縄ブロック会議を鹿児島市で、中国・四国ブロック会議を岡山市で、関東・甲信越・静岡ブロック会議を長野市で開催しました。

今年度から会議の構成が変更され、まず、前半の合同会議においては、公害等調整委員会から公害紛争処理制度と「全体構想」についての説明及び公害苦情相談アドバイザーからの講演が行われました。後半は都道府県と市町村とに分かれ、都道府県会議においては、公害等調整委員会から裁定手続における職権調停の活用についての説明及び都道府県公害審査会の役割等についての意見交換が、また、市町村会議においては、事例に関するグループ討議や意見交換が行われ、活発な議論が行われました。

残り3ブロックの会議については、11月に開催する予定です。



中国・四国ブロック会議  
(於 ビュアリティまきび)

公調委 HP には、地方自治体の方に向けたページがありますので、ぜひご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for\\_local-government.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html)



## 2 広報誌「総務省」への情報掲載について

総務省が毎月発行している広報誌「総務省」の令和6年8月号「MIC NEWS 1」において、「公害苦情相談窓口」を紹介しています。

記事では、公害苦情相談窓口に相談した際の解決までの流れについて解説しています。また、公害紛争処理制度の説明や公害等調整委員会における手続きの一部をオンライン化したことについても掲載しています。

広報誌「総務省」は、総務省ホームページの広報誌コーナーに掲載されていますので、ぜひご覧ください。



総務省ホームページ

広報誌「総務省」令和6年8月号

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/kouhoushi/koho/2408.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/2408.html)



### 3 令和6年8月27日に法テラスコールセンターにおいて公害紛争処理制度に関する説明会を開催しました。

公害等調整委員会事務局では、令和6年8月27日、公害紛争処理制度の認知度の向上と同制度の利用促進を図るため、法テラス（日本司法支援センター）のコールセンターにおいて、公害紛争処理制度に関する説明会を開催し、87名（実参加49名、録画視聴38名）の職員にご参加いただきました。

（参考）参加者の主なコメント

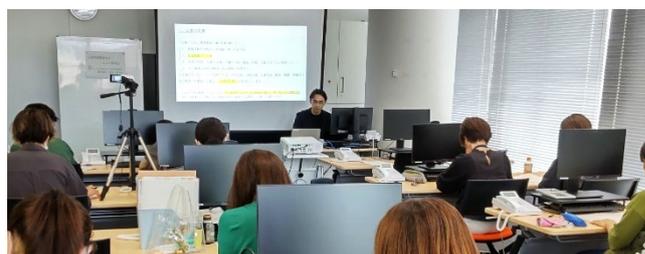
- ・ 分かりやすい資料と説明で理解が深まった。
- ・ 公害の定義・公害紛争処理制度の対象について、これまでではっきりとした認識ができなかったが、具体例があり理解できた。
- ・ これまで公害の範囲が分かりにくかったが、今後は案内を考えていきたい。

- ・ これまで騒音に関する相談などは、どこを案内してよいか迷うことがあり、主に弁護士相談を案内していたが、今後は公調委公害相談ダイヤルなどを案内してみたいと思う。
- ・ このような機関があることを知らなかった。専門性が求められる相談でも費用を抑えられるのでとてもよい。機会があればぜひ利用者に案内したい。
- ・ 解決が難しい問題が多いかと思う。相談を受ける側の苦悩が伝わってきた。

法テラスは、どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるように国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。法テラス・サポートダイヤルや全国各地にある法テラスの地方事務所では、お困りごとの内容に応じて、相談窓口や一般的な法制度情報を無料で提供しています。

公害等調整委員会では、「公害紛争処理制度の全体構想」を取りまとめたところですが、解決が必要な相談が適切に吸い上げられ、相応しい場で解決されるよう、公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めることを目指しています。

法テラスに寄せられる相談の中には、相対的な件数は多くはないものの公害に係る被害についての民事上の紛争も寄せられているところです。本説明会により、今後、公害に係る相談が寄せられた場合、相談者に対して適切に窓口（暮らしに身近な都道府県、市区町村の公害苦情相談窓口や都道府県公害審査会又は公害等調整委員会）をご案内いただくことが期待されます。



説明会の様子